

予算第一特別委員会議題

平成24年2月24日(金)

市会4階大会議室

- | | | |
|----|---------|-------------------------|
| 1 | 市第70号議案 | 平成24年度横浜市一般会計予算(関係部分) |
| 2 | 市第71号議案 | 平成24年度横浜市国民健康保険事業費会計予算 |
| 3 | 市第72号議案 | 平成24年度横浜市介護保険事業費会計予算 |
| 4 | 市第73号議案 | 平成24年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算 |
| 5 | 市第74号議案 | 平成24年度横浜市港湾整備事業費会計予算 |
| 6 | 市第75号議案 | 平成24年度横浜市中心卸売市場費会計予算 |
| 7 | 市第76号議案 | 平成24年度横浜市中央と畜場費会計予算 |
| 8 | 市第77号議案 | 平成24年度横浜市母子寡婦福祉資金会計予算 |
| 9 | 市第78号議案 | 平成24年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算 |
| 10 | 市第79号議案 | 平成24年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算 |
| 11 | 市第80号議案 | 平成24年度横浜市市街地開発事業費会計予算 |
| 12 | 市第81号議案 | 平成24年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算 |
| 13 | 市第82号議案 | 平成24年度横浜市新墓園事業費会計予算 |
| 14 | 市第88号議案 | 平成24年度横浜市埋立事業会計予算 |
| 15 | 病第4号議案 | 平成24年度横浜市病院事業会計予算 |
| 16 | 市第89号議案 | 横浜市学校給食費調整基金条例の制定 |
| 17 | 市第93号議案 | 横浜市地域療育センター条例の一部改正 |
| 18 | 市第94号議案 | 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正 |
| 19 | 市第95号議案 | 横浜市介護保険条例の一部改正 |
| 20 | 市第96号議案 | 横浜市メモリアルグリーン運営基金条例の一部改正 |
| 21 | 市第98号議案 | 横浜市港湾施設使用条例の一部改正 |

予算第一特別委員会の審査日程等（案）

1 審査日程

(1) 局別審査

2月28日（火）	都市整備局・こども青少年局
3月1日（木）	道路局・病院経営局
3月5日（月）	港湾局・教育委員会
3月7日（水）	健康福祉局
3月9日（金）	建築局・経済局

各日とも午前10時

(2) 常任委員会（審査委嘱）

3月13日（火）～3月16日（金）

(3) 総合審査（予算第一・予算第二特別委員会連合審査会）

3月21日（水） 午前10時

(4) 採決

3月22日（木）	理事会	午後1時30分
	委員会	午後2時

[本会議 3月23日（金） 予算及び予算関係議案議決]

2 審査方法

(1) 局別審査

局長説明を省略し、直ちに質問

(2) 常任委員会

審査委嘱区分表(案)のとおり審査を委嘱

(3) 総合審査

予算第一及び予算第二特別委員会付託案件を一括審査

予算第一特別委員会審査委嘱区分表（案）

常任委員会名	局名 (委嘱日)	議案名
経済・ 港湾委員会	経済 (3/9)	市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
		市第75号議案 平成24年度横浜市中央卸売市場費会計予算
		市第76号議案 平成24年度横浜市中央と畜場費会計予算
		市第78号議案 平成24年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算
	港湾 (3/5)	市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
		市第74号議案 平成24年度横浜市港湾整備事業費会計予算
		市第88号議案 平成24年度横浜市埋立事業会計予算
		市第98号議案 横浜市港湾施設使用条例の一部改正
こども青少年・ 教育委員会	こ青 (2/28)	市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
		市第77号議案 平成24年度横浜市母子寡婦福祉資金会計予算
		市第93号議案 横浜市地域療育センター条例の一部改正
	教育 (3/5)	市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
市第89号議案 横浜市学校給食費調整基金条例の制定		
健康福祉・ 病院経営委員会	健福 (3/7)	市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
		市第71号議案 平成24年度横浜市国民健康保険事業費会計予算
		市第72号議案 平成24年度横浜市介護保険事業費会計予算
		市第73号議案 平成24年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算
		市第79号議案 平成24年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算
		市第82号議案 平成24年度横浜市新墓園事業費会計予算
		市第94号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正
		市第95号議案 横浜市介護保険条例の一部改正
	市第96号議案 横浜市メモリアルグリーン運営基金条例の一部改正	
	病院 (3/1)	病第4号議案 平成24年度横浜市病院事業会計予算
建築・都市整備・ 道路委員会	建築 (3/9)	市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
		市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
	都整 (2/28)	市第80号議案 平成24年度横浜市市街地開発事業費会計予算
		市第70号議案 平成24年度横浜市一般会計予算（関係部分）
	道路 (3/1)	市第81号議案 平成24年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

予算第一特別委員会の運営方法

1 委員定数

43人

自民	民主	公明	みん	共産	ヨコ	無	神奈
15	8	8	7	2	1	1	1

※ 各常任委員長は、所管する委員会に所属

2 正副委員長

委員長1人	自民
副委員長2人	自民
	みん

※ 2委員会の正副委員長をあわせた6ポストをドント式順位により指定

3 理事の会派割り当て数（正副委員長を除く）

自民	民主	公明	みん	共産
2	1	1	1	1

4 所管局

経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、病院経営、建築、都市整備、道路

5 審査の流れ

設置		初委員会	局別審査									審査委嘱	総合審査	採決	
日程		第1日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~15日	16日	17日
第一委	第1回 定例会	設置日の 本会議終了後	■	■	■	■	■	■	■	■	■	常任委	第一委・ 第二委の 連合審査	同日 時間差 開催	
第二委	4日目	時間差開催	■	■	■	■	■	■	■	■	■				

※ 健康福祉局の審査は1日1局とする。

6 定足数

局別審査：委員定数の半数以上の出席（委員会条例第10条）

総合審査：両委員会の委員定数合計の半数以上とし、各委員会の委員が少なくとも1人以上出席

7 理事者の出席

局別審査等 → 担当副市長以下関係職員 総合審査 → 市長以下関係職員

8 行政委員会の長の出席

行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

9 委員席の指定

委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

10 通告期間

通告期間は、審査日の前々日（市の休日は除く。）の午後5時までとする。

11 質問通告のない局の審査

説明員の出席は省略し、審査順序を変更した上で、まとめて審査する。

12 質問・答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55：45を基に行う。

13 質問順位・質問者数

(1) 局別審査

ア 質問順位 交渉会派、非交渉会派、無所属の枠の中で審査日ごとの輪番制とする。

イ 質問者数 その順位の中で交渉会派は2人まで質問することができる。

月 日	順 位								通告締切日時	
	1	2	3	4	5	6	7	8		
[局別審査]										
2月28日(火)	自	民	公	み	共	ヨ	無	ネ	2/24 午後5時	
3月 1日(木)	民	公	み	共	自	ヨ	ネ	無	2/28 同	
3月 5日(月)	公	み	共	自	民	ヨ	無	ネ	3/1 同	
3月 7日(水)	み	共	自	民	公	ヨ	ネ	無	3/5 同	
3月 9日(金)	共	自	民	公	み	ヨ	無	ネ	3/7 同	

(2) 総合審査

ア 質問順位

多数会派順（無所属を含む。）とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で多数会派順にまとめて連続で行う。

イ 質問者数

交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加え、端数が生じる場合は切り上げて得られる人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人とする。

会 派	自民	民主	公明	みん	共産	ヨコ	無	無	神ネ
質問者数（上限人数）	5	3	3	3	2	1	1	1	1

【予算第一・予算第二特別委員会連合審査会】

月 日	順 位																				通告締切日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
[総合審査]																					
3月21日(水)	自	民	公	み	共	自	自	自	自	民	民	公	公	み	み	共	ヨ	無	無	ネ	3/16 午後5時

※ 各会派が上限人数で質問を行った場合の例

(3) 通告締切日以降の受付分は受付順とする。

14 各会派の発言持時間（1日当たり）

会派 審査日	自	民	公	み	共	ヨ	無	ネ
総合審査	69	35	33	31	11	4	2	2
局別審査	69	35	33	31	11	4	2	2
局別審査（1日1局審査）	55	28	26	25	9	3	2	2

※無所属議員の発言持時間の取扱い

- ・局別審査及び総合審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会の持時間とする。
（2分×6日＝12分）
- ・1日の発言時間については5分以内とし、発言通告時に申告するものとする。その申告した時間については、残時間が生じても次の日以降に繰り越さないものとする。

15 指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致

- (1) 参考人からの意見聴取は、局別審査において実施できる。
- (2) 実施手続き
 - ア 依頼書は、委員長（予定者を含む。）に提出する。
 - イ 提出方法は、参考人の住所・氏名、審査局、案件を文書で提出する。
 - ウ 提出期限は、参考人招致日の6日前（市の休日は除く。）までとする。
なお、提出期限の変更に伴い、依頼書の提出に当たっては、招致を予定している機関を所管する局を通じ、あらかじめ調整を行う。
- (3) 意見聴取の方法
参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。

16 局別審査における一般傍聴

- (1) 局別審査においては、一般傍聴を包括許可とする。
- (2) 横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱に基づき実施。

※ 休憩時間の運用

審査日において、11時40分及び午後再開後1時間40分を過ぎた場合は、原則として次の質問者に入らず、休憩に入ることとする。次の質問者に入る場合は、正副委員長及び各理事と調整を行う。

予 算 第 一 特 別 委 員 会 理 事 名 簿

委 員 長	梶 村 充	(自 民)
副 委 員 長	鈴 木 太 郎	(自 民)
〃	大 桑 正 貴	(み ん)
理 事	藤 代 哲 夫	(自 民)
〃	山 下 正 人	(自 民)
〃	市 野 太 郎	(民 主)
〃	斎 藤 真 二	(公 明)
〃	足 立 ひ でき	(み ん)
〃	白 井 正 子	(共 産)